

第 3 1 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 平成 29 年 1 2 月 8 日 (金) 柏市 農業委員会 総会を 柏市 農業委員会 会長 相模 農夫 男が 招集した。

2 場所 柏市 本庁舎別館 4 階 第 5 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

1 番	鈴 木 房 夫	2 番	伊 原 清
3 番	秋 谷 幸 男	4 番	林 伸 司
5 番	欠 員	6 番	浜 島 照 雄
7 番	鈴 木 勲	8 番	染 谷 茂 幸
9 番	西 川 圭 二	1 0 番	欠 員
1 1 番	欠 員	1 2 番	程 田 平
1 3 番	渡 部 和 子	1 4 番	酒 卷 寿 雄
1 5 番	岡 田 英 夫	1 6 番	飯 塚 恒 男
1 7 番	相 模 農 夫 男	1 8 番	染 谷 茂
1 9 番	飯 野 文 夫	2 0 番	坂 卷 洋 行
2 1 番	遠 藤 秀 生	2 2 番	成 嶋 君 美
2 3 番	金 子 守 孝	2 4 番	谷 田 貝 和 代
2 5 番	村 越 等	2 6 番	山 野 辺 守
2 8 番	増 田 直 晴	2 9 番	秋 谷 昌 治

2 6 名 中 2 4 名 出 席 欠 員 3 名

4 欠席した委員は次のとおりである。

9 番	西 川 圭 二
2 7 番	中 台 実

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

副 参 事	寺 嶋 浩
副 主 幹	早 崎 秀 隆
副 主 幹	堀 江 潔
主 事	波 多 野 峻

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可

- について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (5) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について

(午後2時00分開議)

議長 本日は、お忙しいところをご参集いたしましてありがとうございます。

ただいまより第31回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中24名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名いたします。

染谷茂幸委員，程田平委員，よろしく願いいたします。

議長 次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は第 2 調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，鈴木房夫委員長，よろしく願いをいたします。

鈴木（房）委員長 こんにちは。何かと早いもので，今年も最後の調査会となりましたが，今日もひとつよろしく願いいたします。

農地第 2 調査会は，去る 1 1 月 3 0 日・1 2 月 1 日，平成 2 9 年度第 8 回農地調査会を実施しました。

最初に，事務局から今回の調査事案である農地法第 3 条 1 0 件，第 5 条 7 件，主たる従事者証明 1 件について，概要説明及び事前調査の結果報告を受けました。

その後，今回の調査案件については，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，平成 2 9 年 8 月に開催された第 2 7 回総会の議案第 1 号から第 3 号の 6 件の案件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

農地法第 3 条 1 番の藤ヶ谷の農地については，耕運されておらず，荒れていました。この件につきましては，引き続きパトロールを行うことといたします。

その他は特に問題はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。
(議長の名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木(房)委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は3ページからになります。

本件は、逆井在住の譲受人の方が、自宅近くで耕作しやすいため、東京都目黒区在住の譲渡人の方は、相続はしたが農業経営をしていないため、売買による所有権移転の許可申請であります。

申請地は、逆井の畑1筆352㎡で、梨、シイタケ、大根を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、3人で従事し、耕作面積は58a、現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問ございませんか。

村越委員 この●●さんというのは、●●さんの妹ですか。

鈴木(房)委員長 ちょっとそこまではわかりません。

議長 事務局わかりますか。

事務局 違うと思います。第三者の方かと思います。

村越委員 ●●さんという方は、関係ないということですね。

鈴木（房）委員長 ええ、そうですね。

程田委員 この幅はどのくらいあるの。シイタケと書いてあるけれども、これは菌床シイタケなのかな。

事務局 そうです。

鈴木（房）委員長 シイタケ、4ページの地図ありますよね、●●さんの自宅の先にビニールハウスと書いてありますよね、そこでシイタケつくっているみたいなんですよ。あと梨はほかのところでつくって、ここには普通の野菜を作付するようです。

議長 ほかに質問ございませんか。

鈴木勲委員。

鈴木（勲）委員 鈴木勲です。これは相続で農業してない人が農地を相続して、今度買う人が農家でシイタケなんかを一生懸命やっているみたい。農地が耕作放棄地になるより大変結構なことだと思います。これ頑張ってやってもらいたいと思います。

以上です。

議長 ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、よろしくお願

いたします。

鈴木（房）委員長 それでは、2番についてご報告いたします。

調査会資料は5ページからになります。

本件は、手賀在住の譲受人の方が、自作地の隣接地で耕作しやすいため、手賀在住の譲渡人の方は、人出不足で農業経営を縮小したいため、売買による所有権移転の許可申請であります。

申請地は、手賀新田の田1筆218㎡で、水稻を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、2人で従事し、耕作面積は88aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するよう伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声があったので、2番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

3番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木（房）委員長 3番についてご報告いたします。

調査会資料は7ページからになります。

本件は、布施在住の譲渡人の方がお亡くなりになり、布施在住の譲受人の方へ特定遺贈するための所有権移転の許可申請であります。

申請地は、布施下の田 1 筆と弁天下の畑 1 筆、田 1 筆、合計面積 5,758 m²で、水稻、ハウレンソウを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、2人で従事し、耕作面積は95aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するよう伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

続いて、事務局に補足説明を求めます。事務局。

事務局 それでは、お手元の資料7ページの下の方にも書かれています。今回、特定遺贈という案件でございますので、少しこちらのほうを説明をいたします。

今回、遺贈となっておりますけれども、この遺贈とは遺言によって財産を通常無償とか、負担つきで他人に贈る行為でございます。

遺産の例えば全部もしくは何分の1というふうに指定する場合、こちらを包括遺贈といいます。これに対して、特定の財産を指定して遺贈しますといった場合には、特定遺贈というふうには呼ばれるものになりまして、今回の案件はまさにその案件となります。

その下ですが、農地を包括遺贈もしくは特定遺贈する場合でも、相続人に対して行われる場合は、相続同様、農地法第3条の許可は不要になります。必要ないということでございます。農地を相続人以外の方へ特定遺贈する場合、今回の案件でございますが、この場合には農地法第3条の許可が必要となります。

なお、遺言者の単独行為となるため、農地法第3条の許可申請者は遺言者の相続人、こちらは全員になりますが、もしくは遺言する執行者が設定されていれば、その方が申請人となるということになりまして、今回の案件は、遺言執行者が設定してございますので、その方が

申請人となって今回申請しておるといふ形をとっております。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

質問ございませんか。

程田委員。

程田委員 全くの他人ということなんだけれども、同じ苗字だよね。

相続人じゃないということは、兄弟かなんか……。

議長 これは息子さんが先に亡くなって息子さんの奥さんなんですよ。

程田委員 ああ、なるほど。わかりました。

議長 だから、相続権がなかったの。

程田委員 はい、わかりました。

議長 ほかに質問ございませんか。

鈴木委員。

鈴木（勲）委員 ということは、一緒に生活しているわけでしょう。

鈴木（房）委員長 そうです。

鈴木（勲）委員 だから、同一家族ですね。はい、わかりました。

議長 ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声がありましたので、3番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

4番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木（房）委員長 4番についてご報告いたします。

調査会資料は11ページからになります。

本件は、花野井在住の農家の方が、持ち分10分の2を後継者に贈与するための所有権移転の許可申請であります。

申請地は、花野井の市街化区域内の畑1筆429㎡で、ホウレンソウ、枝豆を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、3人で従事し、耕作面積は203aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声があったようですが、よろしいですか。

浜島委員。

浜島委員 10分の2という、贈与税は極力少なくするため、毎年こういう贈与するということですか。という感じなんですかね。

鈴木（房）委員長 申請外のことなので・・・。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、4番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

5番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木(房)委員長 それでは、5番についてご報告いたします。

調査会資料は13ページからになります。

本件は、印西市在住の譲受人の方が、区画整理をされた土地で作業条件が向上するため、印西市在住の譲渡人の方は、自作地と一体的に耕作できるため、交換による所有権移転の許可申請であります。

申請地は、千間橋の田1筆3,000㎡で、水稻を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、2人で従事し、耕作面積は71aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するよう伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問ございませんか。

質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、5番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

6番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木（房）委員長 6番についてご報告いたします。

調査会資料は15ページからになります。

本件は、大井在住の譲受人の方が、自宅近くで耕作しやすいため、大井等に在住する譲渡人の方は、譲受人の要望にこたえるため、売買による所有権移転の許可申請であります。

申請地は、大井の畑2筆217㎡で、タマネギを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、4人で従事し、耕作面積は60aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するよう伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について何か質問ございませんか。

村越委員。

村越委員 畑の形がそんなによくないわりに、値段がちょっと高いような気もするんですけども。

鈴木（房）委員長 そうだよね。65坪ですものね。

秋谷（幸）委員 ●●さんという人は、これを借りて作っていると言っていましたよね。

鈴木（房）委員長 ええ。耕作していると言っていました。

議長 よろしいですか。

村越委員 はい、わかりました。

議長 金額については、農業委員会として何とも申し上げられないですからね。

ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声がありましたので、6番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

7番から9番は関連していますので、一括して調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木（房）委員長 それでは、7番から9番についてご報告いたします。

調査会資料は17ページからと21ページからの合わせてとなりますので、よろしくお願いいたします。

本件は、大井在住の譲受人の方が、自宅近くで耕作しやすいため、大井等に在住の譲渡人方は、譲受人の要望にこたえるため、売買による所有権移転の許可申請であります。

申請地は、大井の畑5筆2，439㎡で、ネギ、花などを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、5人で従事し、耕作面積は41aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するよう伝え、その意思を確認しております。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番から9番について何か質問ございませんか。

伊原委員。

伊原委員 譲り受け人は耕作していますか？

鈴木（房）委員長 耕作しているようです。

議長 花を売っていると言っていました。直売所とかに出してるようです。

天王台のほうへ行っているようです。

ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声があったので、7番から9番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

10番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木（房）委員長 それでは、10番についてご報告いたします。

調査会資料は23ページからになります。

本件は、松葉町在住の譲受人の方が、農業経営を拡大するため、流山市在住の譲渡人の方は、自宅から遠く不便であるため、売買による所有権移転の許可申請であります。

申請地は、船戸山高野の畑1筆1,025㎡で、小松菜、カブを栽

培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、4人で従事し、耕作面積は201aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するよう伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

10番について何か質問ございませんか。

程田委員 これは、新規就農の人か。

議長 違います。

程田委員 耕耘はされてたな。

鈴木（房）委員長 畑はきれいになっていますよね。

議長 前回近くの畑を売却して今回申請地を購入するわけですが、前回は新規就農者が譲って欲しいとのことで、新規就農の支援の意味合いもあったそうです。今回の畑は、前回の畑と比べても使い勝手も良いところだと思います。

ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声があったので、10番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案どおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦勞さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木(房)委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は25ページからになります。

本件は、使用貸借による権利の設定を伴う専用住宅への転用の許可申請であります。

申請地は、布施の畑1筆346㎡です。10ha以上の集団的な農地の区域であることから、第1種農地と判断しました。第1種農地の場合は、原則として許可できませんが、集落に接続して設置する住宅であることから、例外的に許可できる場合に該当するものです。

譲受人は、現在夫婦で夫の両親と住んでいますが、手狭であり不自由・不都合を感じているため、妻の父の土地に分家住宅を建築する計画に至ったものであります。

建築内容は、木造2階建て、建築面積70.38㎡、延床面積136.13㎡で、駐車スペース2台分の車庫を設置します。

被害防除対策につきましては、雨水は建物の周囲に雨水浸透枳を設置。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後、蒸発散装置により処理します。周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問ございませんか。

伊原委員。

伊原委員 今回の申請は親子だよね。

鈴木（房）委員長 親子です。

事務局 今回は●●さんが譲渡人で、その娘夫妻が申請をされているということでございますが、ちょっと前にすぐ隣あたりの申請があったのは、●●さんのお姉さんが土地を持っておりまして、その息子さん夫婦が申請をされたということでございます。

以上でございます。

議長 ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声があったので、2番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いします。

鈴木（房）委員長 2番についてご報告いたします。

調査会資料は29ページからになります。

本件は、賃借権の設定を伴う資機材置場及び駐車場用地への転用の許可申請であります。

申請地は、十余二の畑1筆1, 322㎡です。住宅や事業用施設が連担している区域であることから、第3種農地と判断しました。

譲受人は、土木建設業を営んでいますが、柏営業所の新設に伴い、資機材置場及び駐車場を整備する計画に至ったものです。なお、整備は隣接する自社所有地と一体で行います。

資機材は、鋼管、クレーン等を置き、駐車場は8台分を整備します。

申請地は、砕石敷きで30センチとし、出入り口はアスファルト舗装とする計画です。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透、周囲には万能フェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問ございませんか。

鈴木委員。

鈴木（勲）委員 いいですか。クレーン2台というのは、これ大型、かなり大きいですか。

鈴木（房）委員長 かなり大きいでしょう。

鈴木（勲）委員 ということは、守谷・流山線ですか、交通量も多いし、余りここら辺は道幅も広くないところで、出入りには十分気をつけてもらわないと。

鈴木（房）委員長 そうですね。

鈴木（勲）委員 自分も昔聞いたんだけれども、クレーンが前へ出たらそこへ車がぶつかっちゃって、今は死亡事故もあるから。

飯野委員 しょっちゅう出入りするわけじゃなくて、現場へ行っちゃえばここは空いちやうと思う。

鈴木（勲）委員 そこら辺十分気をつけてもらって。

鈴木（房）委員長 そこは面接のときにはちょっと言ったんですよね。

鈴木（勲）委員 よろしくお願いします。

鈴木（房）委員長 はい。

議長 ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声がありましたので、2番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

3番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木（房）委員長 3番についてご報告いたします。

調査会資料は33ページからになります。

本件は、使用貸借による権利の設定を伴う専用住宅地への転用の許

可申請であります。

申請地は、藤ヶ谷の畑2筆259㎡です。市街化区域に近接し、10ha以上の集団的農地の区域でないことから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在両親の家に祖母、両親、妻と子供2人の計7名で住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、父の土地に専用住宅を建築する計画に至ったものであります。

建築内容は、木造2階建て、建築面積74.52㎡、延床面積124.21㎡です。

被害防除対策につきましては、雨水は建物の周囲に雨水浸透柵を設置し、オーバーフロー分を前面側溝へ放流。汚水・雑排水は公共下水道へ接続します。周囲は、南側には鉄の板柵が既にあり、その他は板柵またはマウンドアップを新たに設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問ございませんか。

鈴木委員。

鈴木（勲）委員 この案件の家は、道幅が狭いところだと思います。また、近くに特養ホームですか、大型のそういった介護の施設があるところで、その直近に職員の駐車場があります。道幅は狭いですが、職員のそういった通行とか地域の生活道路にもなっておりますので、工事中は交通安全に十分注意してやってもらいたいと思います。

以上です。

鈴木（房）委員長 はい，伝えてあります。

議長 ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声がありましたので，3番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

4番について，調査結果の報告を鈴木房夫委員長，お願いいたします。

鈴木（房）委員長 4番についてご報告いたします。

調査会資料は37ページからになります。

本件は，贈与による所有権移転を伴う専用住宅用地への転用の許可申請であります。

申請地は，若白髪の畑1筆429㎡です。10ha以上の集団的な農地の区域内であることから，第1種農地と判断しました。第1種農地の場合は，原則として許可できませんが，集落に接続して設置する住宅であることから，例外的に許可できる場合に該当するものです。

譲受人は，現在妻と子2人の計4人で借家に住んでいますが，手狭になってきたため，祖父の土地に専用住宅を建築する計画に至ったものであります。

建築内容は，木造2階建て，建築面積70.38㎡，延床面積135.80㎡で，駐車スペース2台分のカーポートを設置します。

被害防除対策につきましては，雨水は建物の周囲に雨水浸透柵を設置。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後，蒸発散装置により処理します。周囲は，南側の一部に鉄筋コンクリートの土留が既にあり，マウンドアップ，コンクリートブロックを新たに設置し，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地

基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第2調査会としては許可相当と判断しました，

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問ございませんか。

質問ございませんか。

村越委員 この図面，これ盛ってあるということですか，ダムになっているということですか，周りが。

鈴木（房）委員長 斜面です。

村越委員 盛り土するわけだ。

鈴木（房）委員長 ええ，あれです。

議長 マウンドアップ。

村越委員 これがマウンドアップというの。

議長 要するに築堤みたいな感じかなと思うんです。

村越委員 その場所は平らなんでしょう。

鈴木（房）委員長 平らといいますけれども，本家のほうへ入るところは下り坂でおりてくるところで，この家建てる場所は結構高台のいいところですよ。

議長 ほかに質問ございませんか。

鈴木（勲）委員 隣地の●●さんには説明しているんですよね。

議長 かなり高低差があるもんな。

鈴木（房）委員長 高低差があります。

●●さんのところが高いんです。今回ブロックやるそうなので、畑が今までより広く使えるようになると思います。

議長 そうだね。後ろまで来るから。

鈴木（勲）委員 問題の起きないようにお願いします。

以上です。

鈴木（房）委員長 問題が起きるとすれば、残地がちょっと入るのに高台になっちゃうから、畑を耕しづらいのかなと思ってその辺聞いたら、後でスロープつけてやると言っていました。

鈴木（勲）委員 はい、わかりました。

議長 ほかに質問ございませんか。

質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声がありましたので、4番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

5番から7番までは一体の事業になりますので、一括して調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木（房）委員長 それでは、5番から7番についてご報告いたしま

す。

調査会資料は41ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置場用地への転用の許可申請であります。

申請地は、布施の畑3筆1,970㎡です。市街化区域に近接し、10ha以上の集団的農地の区域でないことから第2種農地と判断しました。

譲受人は、建材業を営む法人で、借りている既存施設の一部について所有者から返還を迫られており、また、事業拡張に伴い既存施設では手狭になってきたため、自社所有地の隣接地に資材置場を拡張する計画に至ったものであります。

申請地は、砕石敷き20cmとし、資材置場として各種砂・土・砕石等のほか、ダンプ等の車両6台分、乗用車3台分の駐車場を整備します。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透。既設の集水桝が1つあり、オーバーフロー分を前面市道側溝へ放流します。周囲に万能鋼板を設置するほか、万能鋼板と境界の間にコンクリート柵板を設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番から7番について何か質問ございませんか。

成嶋さん、あそこの井戸は1年中埋まっているの。

成嶋委員 埋まっています。畑に行くときに見てると、ダンプが砂利

を運ぶのに、4台から5台ぐらい続けて来ているみたい。運転手はあの住宅街、土手におりていく道を通行しているみたいだけれども、運転手によっては、静かに住宅街を通る運転手と、ちょっとふかしぎみの運転手といるんですよ。なるべく運転手さんにはそういう住宅街を静かに通っていくような感じで通ってもらいたいんですよ。

議長 事務局はその辺でちょっと注意しといてください。

それは既存の先の資材置場を半分ぐらい返還するので動きが激しいのかも。

成嶋委員 ああ、それで通りが激しい。

議長 そうそう。

事務局、今のところ苦情とか何かはない。

事務局 ないです。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、5番から7番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木(房)委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は47ページからになります。

本件は、岩井在住の方が生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地を柏市へ買取り申し出するための、農業の主たる従事者についての証明の申請であります。

申請地は、手賀の杜の畑2筆1,032㎡です。申出者の農業経営の実態につきましては、2人で従事し、耕作面積は208aです。

申請理由は、平成29年5月に農業経営に欠くことのできない申出者の父が亡くなり、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第2調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたけれども、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 ご説明いたします。

まず、利用権設定をご説明いたします。

第1番は、染井入新田に所在する農地所有適格法人が、水道橋の田1筆、染井入新田の田1筆、合計面積4,346㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第2番は、布瀬在住の農業者が、泉の畑1筆、布瀬新田の田6筆、合計面積6,172㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第3番は、野田市瀬戸在住の農業者が、新利根の田1筆、面積3,182㎡に新規に賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第4番は、鷲野谷在住の農業者が、泉村新田の田1筆、面積2,708㎡に新規に使用賃借権を設定するもので、設定期間は3年です。

第5番は、布施在住の農業者が、布施の畑1筆、面積727㎡に新規に賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

続きまして、次のページ、所有権移転についてご説明させていただきます。

きます。

第1番は、鷺野谷在住の農業者が染井入新田の田1筆、面積2,110㎡の所有権を移転するものです。

第2番は、染井入新田に所在する農地所有適格法人が染井入新田の田2筆、合計面積5,638㎡の所有権を移転するものです。

第3番は、鷺野谷在住の農業者が染井入新田の田1筆、面積4,093㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、議案の説明がございました。

何か質問ございませんか。

質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構でございます。ご苦労さまでした。

以上をもちまして本日の議案審議は全部終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

議長 1月の予定を申し上げます。

12月25日月曜日、12月26日火曜日が調査会で、12月25日は午前9時から、12月26日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は、農地第3調査会です。

1月12日金曜日が総会で、午後2時から別館第5会議室でございます。

慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第31回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3時42分閉会)